

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月10日

契約者

名古屋高速道路公社 理事長 新開 輝夫

入札に付する事項	[1]	工事名	① 令和5年度高速1号楠線他橋梁修繕工事（大我麻工区） ② 令和5年度高速11号小牧線橋梁補修工事（外堀工区）
	[2]	工事場所	① 名古屋市北区大我麻町から名古屋市北区会所町まで ② 小牧市外堀四丁目から小牧市小木東一丁目まで
	[3]	工事内容	別冊図面及び別冊仕様書のとおり
	[4]	工期又は全体工期	① 工期 ア 契約締結日の翌日から 令和9年1月29日（金）まで
			② 全体工期 ア 契約締結日の翌日から 令和8年6月30日（火）まで イ 本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる工事である。 ただし、工事の始期を契約締結日の翌日から令和5年8月24日までのいずれかの日とすること。
	[5]	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施事務	有
	[6]	入札方式	総合評価落札方式（技術提案書の提出：有）
	[7]	予定価格の事前公表	公表
	[8]	契約方法	総価契約
	[9]	予定価格（消費税及び地方消費税抜き）	本工事の予定価格は、「提出頂いた見積書の採用について」（様式-3）の通知時に公表します。
	[10]	調査基準価格及び失格判断基準の設定有無	有
	[11]	最低制限価格の設定有無	無
	[12]	電子入札システム対象	対象
[13]	電子入札システム選択工種	土木一式工事	

競争参加資格	[14]	業種	土木工事業
	[15]	等級区分	A又はB等級
	[16]	事業所の所在地 (本店、支店又は営業所)	愛知県内
	[17]	施工実績	平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、名古屋高速道路公社又は他機関(中部地方整備局、愛知県、名古屋市、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、地方道路公社をいう。)が発注した以下に掲げる同種工事の要件ア～エをすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。 ・同種工事の要件 ア 市街地で行った工事 イ 道路橋を対象とした工事 ウ コンクリート床版又はコンクリート橋脚の補修・補強・新設工事のいずれか エ 交通規制を伴う工事 (注) 市街地とは、総務省統計局国勢調査による人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、実績は、工事施工期間時点でのDID地区。 道路橋とは、道路法(昭和27年法律第180号)で定める道路における橋梁をいう。
	[18]	技術者	次に掲げるすべての要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。 (契約締結日の翌日から工事の始期までの期間は、技術者を配置することを要しない。) ア 1級土木施工管理技士又は技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者 イ 平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、【17】に掲げる同種工事に従事した経験を有する者 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者 エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(技術資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係をいう。)にあること。
	[19]	特例監理技術者の配置可否	不可
[20]	本工事に係る設計業務等の受注者	日本振興株式会社	
[21]	その他	競争参加資格の審査結果は、令和5年4月19日(水)までに通知します。	
入札手続き等	[22]	担当部課	〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号 名古屋高速道路公社 総務部総務課(契約担当) 電話番号 052-919-5642
	[23]	技術資料に関する問い合わせ先	〒453-0804 名古屋市中村区黄金通7丁目28番1号 名古屋高速道路公社 メンテナンス事業部保全企画課(事業計画担当) 電話番号 052-461-4406
	[24]	設計図書の入手法等	交付希望者は、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。 URL https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html
	[25]	設計図書の掲載期間	令和5年3月10日(金) 10時00分 から 令和5年5月16日(火) 16時00分 まで
	[26]	申込書等の提出期間	令和5年3月10日(金) 10時00分 から 令和5年4月7日(金) 16時00分 まで
	[27]	質問書の提出期間	令和5年3月10日(金) 10時00分 から 令和5年4月25日(火) 16時00分 まで
	[28]	回答書の掲載期間	令和5年4月27日(木) 10時00分 から 令和5年5月16日(火) 16時00分 まで
	[29]	入札書及び工事費内訳書の提出期間	令和5年5月15日(月) 10時00分 から 令和5年5月16日(火) 16時00分 まで
	[30]	入札回数	1回
	[31]	開札日時	① 令和5年5月17日(水) 13時30分(予定) ② 令和5年5月17日(水) 14時00分(予定)
	[32]	開札場所	名古屋市北区清水四丁目17番30号 名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室
その他	[33]	入札保証金	免除
	[34]	契約保証金	要
	[35]	前払金	契約金額の10分の3以内
	[36]	部分払	①10回以内 ②8回以内
	[37]	契約書作成の要否	要
	[38]	留意事項	(1) 審査に必要な書類は、次頁以降の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。 (2) この入札は、愛知県及び名古屋市より令和5事業年度名古屋高速道路公社予算の承認が得られない場合は、取りやめ又は落札決定を保留します。

見積活用方式に関する事項	[39]	見積書等の提出を 求める項目	直接工事費のうち足場・防護工
	[40]	見積書等の提出期間	令和5年3月10日（金） 10時00分 から 令和5年4月7日（金） 16時00分 まで
	[41]	見積書等に関する 質問書の提出期間	令和5年3月10日（金） 10時00分 から 令和5年3月22日（水） 16時00分 まで
	[42]	見積書等に関する 回答書の掲載期間	令和5年3月27日（月） 10時00分 から 令和5年5月16日（火） 16時00分 まで
	[43]	見積書等に関する確認結果	見積書等に関する確認結果は、 令和5年5月8日（月）までに通知します。
	[44]	見積書等に関する 問い合わせ先	〒453-0804 名古屋市中村区黄金通7丁目28番1号 名古屋高速道路公社 メンテナンス事業部保全企画課（事業計画担当） 電話番号 052-461-4406

- ※ 本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事です。
- ※ 本入札公告に記載の工事は、複数の工事を対象に、一括して公告し、共通の技術資料（別記様式2～5）で審査を実施する工事です。複数の工事について入札に参加することはできますが、複数の工事について同一の者が受注することはできません。
- ※ 本件の入札にあたっては、参加を希望する工事ごとに競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要です。
- ※ 申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）、見積書及び根拠資料（以下「見積書等」という。）の提出にあたっては、別添資料「提出書類作成にあたっての注意事項」を必ず確認してください。

1. 工事概要

- (1) 工事名 入札に付する事項[1]を参照
- (2) 工事場所 入札に付する事項[2]を参照
- (3) 工事内容 入札に付する事項[3]を参照
- (4) 工期又は全体工期 入札に付する事項[4]アを参照

入札に付する事項[4]に全体工期が設定されている場合、契約締結日の翌日から工事の始期までの期間は、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を配置することを要しない。また、資材の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいならない。なお、契約締結日の翌日から工事の始期までの期間に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- (5) 入札に付する事項[6]に従い技術提案書の提出を求める場合は、技術の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）で実施します。
- (6) 入札に付する事項[5]が「有」の場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事です。
- (7) 入札に付する事項[12]が「対象」の場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子入札システム」という。）により行います。本入札への参加は、本入札公告に定める入札書の提出期間において、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく認定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、かつ電子入札システムへICカードによる利用者登録を行っていることが必要となります。

また、ICカードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。）は、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）の一般競争有資格者名簿に登録された代表者である必要があります。ただし、公社との入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者を名義人としたICカードによるものに限り、公社の承認を得て紙入札方式に代えることができます。この場合の「紙入札方式参加承認願」は名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号。以下「電子入札要領」という。）の様式2を使用してください。

- （名古屋高速道路公社HP→入札契約情報→要綱・要領等→名古屋高速道路公社電子入札要領）
- （注）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号により定義されたもの。

- (8) 入札に付する事項[12]が「対象」の場合は、電子入札システムでは入札に付する事項[13]の工種を選択してください。
- (9) 本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事です。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書等の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

なお、提出を求める項目は見積活用方式に関する事項[39]に示す項目とします。
提出方法等の詳細については「4. 見積書等の提出」によります。

2. 競争参加資格

- (1) 公社における一般競争有資格業者のうち、次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他の法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者
 - ③ 3. (1) に示す申請書等の提出期限の日から起算して3年前の日以降において、次に掲げる事項に該当したと認められる者（法人である場合には、その役員であった者でその行為について相当の責任を有する者、個人である場合においては、その支配人又は法定代理人であった者で、その行為について相当の責任を有する者を含む。）
 - ア 公社との契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
 - イ 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 公社が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 公社との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 公社との契約により、契約後に代価の額が確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ④ ①から③までに該当する者を入札の代理人として使用する者
 - ⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑥ 申請書等の重要な事項について虚偽の記載をする者又は重要な事項について記載をしない者
- (2) 申請書の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) **競争参加資格[14]**に示す業種について、令和4・5年度の公社が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有し、公社の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けていること。）。
- (4) **競争参加資格[14]**に示す業種が土木工事業・鋼構造物工事業・建築工事業の場合かつ、**競争参加資格[15]**に等級の設定がある場合は、**競争参加資格[15]**に示す等級を満たすこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) **競争参加資格[16]**において事業所の所在地を求める場合は、要件に示す場所に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) **競争参加資格[17]**の要件に示す施工実績を有すること。
- (8) **競争参加資格[18]**の要件を満たす技術者を有すること。
- (9) **競争参加資格[19]**が「可」の工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下①～⑩の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本入札公告に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。
 - ① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者

補佐」という。)を専任で配置すること。

- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)
 - ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、名古屋高速道路整備計画路線管内(名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市)の工事でなければならない。
 - ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
 - ⑩ 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。
- (※「維持工事」とは経常維持工事のうち「24時間体制」の工事と同等の工事をいい、経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間(工期)及び区間(工事対象区間)において日常的に施設維持を行う維持工事、機械設備・道路照明施設維持工事、道路除雪工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務(業務)、単価契約の契約形態を含む。また、経常維持工事のうち、「24時間体制」とは、契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理作業工又は緊急巡回を含む)、道路除雪工事をいう。)
- (10) 契約締結時に特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、申込書等と合わせて別記様式2-①を提出すること。
 - (11) **入札に付する事項[6]**において技術提案書の提出を求める場合は、提出された技術資料のうち技術提案書の提案内容が別紙3に示す公社の設定している標準案以上であることとします。全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。
 - (12) 申請書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領(平成9年通達第8号。以下「指名停止取扱要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (13) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ① 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、**競争参加資格[20]**において記載がある場合は、記載に掲げる者です。
 - ② 「当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者です。
 - ア 資本関係
設計業務等の受注者と建設業者との関係が、以下のいずれかに該当する場合
 - (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

設計業務等の受注者と建設業者との関係が、以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受注者と建設業者との関係が、組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 親会社等と子会社等の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。

- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (15) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (16) 公社が発注した工事のうち、過去 2 か年度（令和 3 年度及び令和 4 年度）に元請けとして引渡し完了した工事の実績がある場合は、工事成績評定点の各年度の平均点が 2 年間連続して 60 点未満でないこと。

3. 競争参加資格の審査等

- (1) 本入札の参加希望者は、別添資料「提出書類作成に当たっての注意事項」及び次に従い、電子入札システムを用いて申請書等を提出してください。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（簡易書留に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」により期日までに**入札手続き等[22]**に示す場所あてに送付（必着）してください。なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。

① 提出期間

入札手続き等[26]を参照。ただし、電子入札システム稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」をいう。）を除いた日の午前 8 時から午後 8 時までです。

② 留意事項

①の期間の経過後に到達したものについては、本入札に参加することができませんので十分留意して提出してください。

また、入札に付する事項[1]に記載した複数の工事に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- ・「競争参加資格審査申請書」（別記様式1）については、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。
- ・「参加を希望する工事の一覧」（別記様式1-1）については、同一内容のものを参加を希望する全ての工事に必ず提出すること。
- ・「同種工事の施工実績」（別記様式2）、「主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その1）」（別記様式3-1）、「主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その2）」（別記様式3-2）、「災害復旧等の貢献・実績 ボランティアによる地域貢献、安全工事に関する表彰実績」（別記様式4）、「技術提案書」（別記様式5）、「同種工事や技術者についての要件等を確認するための添付書類」については、参加を希望する工事のうち、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.（4）①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。

(2) 競争参加資格審査申請書は、別記様式1により作成してください。

(3) 技術資料（別記様式2～5）は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」2. に従い作成してください。

(4) 技術提案書の提出

入札に付する事項[6]に従い技術提案書の提出を求める場合は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.（2）に掲げる技術テーマについての技術的事項に対する所見を技術提案書（別記様式5）に記載してください。

- ① 技術提案書に記載する内容が標準案より優れていると認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではありません。
- ② 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、公社は無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではありません。
- ③ 技術提案書の技術的所見に対する審査及び評価は、技術審査会にて行います。
- ④ 技術提案書の記載内容が適正と認められない場合は、加算点評価を行いません。なお、提案内容は具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めません。

(5) 技術資料の各様式に記載されていない項目は、総合評価における評価点の加算の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載事項を確認できる書類が添付されていない場合についても、評価点の加算の対象とはなりません。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の末日をもって行い、その結果は**競争参加資格[21]**に示す日までに電子入札システムにより通知します。紙入札の承認を受けた者に対しては、「別記様式6（紙入札用）」により通知します。この際、競争参加資格がないと認めた者には、理由を付けて通知します。

(8) 技術資料のヒアリング

技術資料のヒアリングについては、原則として実施しません。

(9) その他

- ① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ② 理事長は、提出された技術資料を競争参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- ③ 提出された技術資料は、返却しません。

- ④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 技術資料作成に関する説明会は実施しません。
- ⑥ 技術資料に関する問い合わせ先
 - ア (3)、(4)及び(5)に関しては、**入札手続き等[23]**で示す担当部課。
 - イ その他の項目に関しては、**入札手続き等[22]**で示す担当部課。

4. 見積書等の提出

- (1) 本入札の参加希望者は、別添資料「提出書類作成に当たっての注意事項」及び次に従い、電子入札システムを用いて見積書等を提出してください。
ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送等により期日までに**入札手続き等[22]**に示す場所あてに送付（必着）してください。なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。
 - ① 提出期間
見積活用方式に関する事項[40]を参照。ただし、電子入札システム稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」をいう。）を除いた日の午前8時から午後8時までです。
 - ② 留意事項
見積書は申請書等とまとめて提出してください。なお、①の期間の経過後に到着したのものについては、本入札に参加することができませんので、十分留意して提出してください。
- (2) 見積書等は、次に従い作成してください。
参加を希望する工事ごとに別添「見積依頼書」（様式-1）を参照にし、「見積書の提出について」（様式-2）にて、見積書を作成するものとします。
併せて、見積書に明示する項目に係る根拠資料について作成し、提出してください。
また、見積価格又は根拠資料等の提出がない場合は、見積書に理由を記載して提出してください。
- (3) 見積書等に関する質問については、次に従い、書面（様式は任意）により提出してください。
 - ① 提出期間 **見積活用方式に関する事項[41]**を参照。ただし、持参する場合は、休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分までとします。
 - ② 提出場所 **入札手続き等[22]**を参照
 - ③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。
- (4) (3)の質問に対する回答書は、次に従い公開します。
 - ① 掲載期間 **見積活用方式に関する事項[42]**を参照
 - ② 掲載場所 電子入札システム内の入札情報サービスにおいて、本入札公告を掲載しているダウンロードページに、掲載します。あわせて**入札手続き等[22]**に示す場所で休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分まで閲覧に供します。
- (5) 見積書等の確認は、見積書等の提出期限の末日をもって行い、その結果は**見積活用方式に関する事項[43]**に示す日までに「提出頂いた見積書の採用について」（様式-3）により通知します。
- (6) 見積価格の妥当性の確認
妥当性が確認できない場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、必要に応じてヒアリング等を実施します。
- (7) 工事契約後、「実績価格調査票」（様式-4）の提出を求め、見積価格と実績価格を確認し、大きな開差がある場合については理由についても確認します。
- (8) その他
 - ① 見積書等の提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ② 理事長は、提出された見積書等を予定価格の作成以外に提出者に無断で使用しません。

- ③ 提出された見積書等は、返却しません。
- ④ 提出期限以降における見積書等の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 見積書等に関する問い合わせ先
 - ア (2)に関しては、**見積活用方式に関する事項[44]**で示す担当部課。
 - イ その他の項目に関しては、**入札手続き等[22]**で示す担当部課。

5. 総合評価落札方式に関する事項

総合評価落札方式に関する詳述は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」によるものとします。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
 - ① 提出期限 競争参加資格通知日の翌日から7日後（休日を除く。）の午後4時00分まで
 - ② 提出場所 **入札手続き等[22]**を参照
 - ③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。
- (2) 理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

7. 入札公告に対する質問

- (1) 本入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出してください。
 - ① 提出期間 **入札手続き等[27]**を参照。ただし、持参する場合は、休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分までとします。
 - ② 提出場所 **入札手続き等[22]**を参照
 - ③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次に従い公開します。
 - ① 掲載期間 **入札手続き等[28]**を参照
 - ② 掲載場所 電子入札システム内の入札情報サービスにおいて、本入札公告を掲載しているダウンロードページに、掲載します。あわせて**入札手続き等[22]**に示す場所で休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分まで閲覧に供します。

8. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札書及び工事費内訳書の提出期間
入札手続き等[29]を参照。ただし、電子入札システム稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 開札
 - ① 開札日時 **入札手続き等[31]**を参照
 - ② 開札場所 **入札手続き等[32]**を参照
- (3) その他
紙入札の承認を受けた者は、一般競争入札の執行に当たり、理事長が競争参加資格のあることを認めた旨の通知書の写しを持参してください。

9. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出してください。また、紙入札の場合は**入札手続き等[22]**へ持参又は郵送等により提出してください。電送は認めません。
なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。
- (2) 電子入札システムは、次のポータルサイトにアクセスして使用してください。なお、利用規約及び操作手引書等を熟読してください。
(名古屋高速道路公社HP→入札契約情報→あいち電子調達共同システム (CALS/EC)
→あいち電子調達共同システム (CALS/EC) のポータルサイトへ)
URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- (3) 実施方法
電子入札の実施は、電子入札要領により行います。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (5) 入札執行回数 **入札手続き等[30]**を参照

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 **その他[33]**を参照
- (2) 契約保証金 **その他[34]**を参照

11. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求めます。
- (2) 工事費内訳書は、公社が指定する様式により作成し、電子入札の場合は、入札書に添付して送信してください。
紙入札の承認を受けた者は、入札書とは別の封筒に入れ、「工事費内訳書在中」の旨赤字で記入して、入札書とともに入札書の提出期間中に**入札手続き等[22]**へ持参又は郵送等により提出してください。電送は認めません。
なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。
- (3) 提出された工事費内訳書について、必要があると認められる場合には、当該工事費内訳書を提出した者に説明を求めることがあります。
- (4) 工事費内訳書の未提出又は内容に不備のある工事費内訳書（提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札額と内訳書の工事価格の著しい相違等）を提出した者のした入札を原則として、無効とします。

12. 開札

開札は、**入札手続き等[31]**、**[32]**に掲げる日時及び場所において電子入札システムにより行うこととし、執行担当者立会のうえで行います。なお、入札参加者のうち希望者は開札に立ち会うことができます。

紙入札の承認を受けた者は、開札時に立ち会いをしてください。ただし、当該紙による入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行うものとします。

13. 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を

取り消します。

- (1) 本入札公告に示す競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において2.に掲げる資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当します。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- (4) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (5) 現場説明書、入札心得及び電子入札要領において示す入札に関する条件に違反した入札

1 4. 落札者の決定方法

落札者の決定は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(4)により決定するものとします。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする場合があります。

落札者となるべき者の調査対象額が名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱(平成16年通達第8号。以下低入札要綱)という。)第3条第2項に基づく調査基準価格を下回った者で、かつ、調査対象額の積算内訳が低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準(予定価格の積算内訳の直接工事費の90%の額、又は共通仮設費の80%、又は現場管理費の80%、又は一般管理費の30%のいずれかを下回った場合)に該当した場合は、その者の入札は失格となります。

なお、予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の調査(低入札価格調査)の対象となった場合において、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、その者を落札者とします。

※ 調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)から4)に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、その額が調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額とし、調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額とします。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

1 5. 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の低入札価格調査を行い、落札者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行いません。
- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事であつて、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、**競争参加資格[19]**が「可」の工事に係る2.(9)に定める特例監理技術者の配置は認めず、専任の監理技術者を配置するものとします。また、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、2.(8)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとします。なお、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとします。

なお、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名、その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に理事長に通知することとします。

- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約についてはその契約の保証について請負金額の10分の3以上とします。また、別冊契約書案第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」とし、第5項もこれに準じて割合を変更します。

16. 配置予定技術者の確認

落札者は、3.(3)の技術資料に記載した配置予定の技術者の中から必ず1名以上を当該工事の現場に配置してください。落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。

なお、契約の履行における配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。

15.(2)により増員となる技術者についても同様の扱いとします。

17. 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

18. 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生じる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

19. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

20. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 会社が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通知を行うとともに、捜査上必要な協力を行ってください。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により会社に報告してください。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、会社と協議してください。

21. 契約書作成の要否

その他[37]を参照

22. 支払条件

前払金 その他[35]を参照

部分払 その他[36]を参照

23. 関連情報を入手するための照会窓口

入札手続き等[22]を参照

2 4. その他

- (1) 入札参加者は、入札心得、電子入札要領、別冊契約書案及び現場説明書を熟読し、これらを遵守してください。
- (2) 申請書等に係る書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) **入札に付する事項[4]**で全体工期が設定されている工事については、以下のとおり。
 - ① 受注者は、落札決定から契約の締結までに工事の始期及び終期を定め特記仕様書記載の「工期通知書」を**入札手続き等[22]**へ提出しなければならない。また、当該通知書の工期をもって契約書に記載する工期とする。
 - ② 契約保証金について
現場説明書 2. (3)の契約保証金以外の方法による場合は、契約保証期間の始期を契約締結日以前とする。工期末の延長を行った場合は、延長期間を含んだ契約保証を再提出しなければならない。なお、工期末を短縮する場合の契約保証の再提出は、受注者の任意とする。
 - ③ 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間は、技術者を配置することを要しない。ただし、配置確認基準日に当該工事に配置できることが確認できなければならない。配置確認基準日は、**入札に付する事項[4]イ**に示す期間の最終日とする。なお、配置確認基準日は工事の始期を拘束するものではない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った工事の施工実績に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った
工事の施工実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に
向けて一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事
の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事。

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術
資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とし
ます。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

- ア 企業の施工実績
- イ 配置予定技術者の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

- ア 企業の能力に関する事項の施工実績
- イ 技術者の能力に関する事項の施工実績

4 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以
下の資料を添付してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて工事の一時中止等を行ったことを確認できる
書類
- (2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

【この様式は、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。】

別記様式 1

競争参加資格審査申請書

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和 5 年 3 月 1 0 日付けで入札公告のありました令和 5 年度高速〇号〇線橋梁修繕工事（〇〇工区）に係る一般競争参加資格について審査されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

担当者の所属、氏名
連絡先（携帯番号）
メールアドレス

【この様式は、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。】

別記様式 1 - 1

参加を希望する工事の一覧

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称

開札の順序	件名	参加希望の有無 (※)
1	①令和 5 年度高速 1 号楠線他橋梁修繕工事(大我麻工区)	【記入例】「○」、「×」
2	②令和 5 年度高速 11 号小牧線橋梁補修工事(外堀工区)	【記入例】「○」、「×」

※ 「参加希望の有無」は、以下のとおり記載すること。

- (1) 参加を希望する案件…「○」
- (2) 参加を希望しない案件…「×」

(注) 申請書等の提出にあたっては、入札公告(別添資料)「提出書類作成に当たっての注意事項」を必ず確認してください。

【この様式は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1（4）①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。】

別記様式2

会社名

同種工事の施工実績

同種工事の条件		競争参加資格[17]を参照
工事名等	工事名 (注1) (CORINS 登録番号)	()
	路線名	
	発注者名 (該当する番号に ○ を記入)	1. 名古屋高速道路公社 2. 国土交通省及び自治体等 ()
	施工場所	
	施工地域区分 (注2) (該当する番号に ○ を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域) 2. その他の地域
	契約金額	
	工期 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等 (注4) (該当する番号に ○ を記入)	1. 単 独 2. 共同企業体 (%)
工事概要	工事内容 (注5)	
	施工成績 (注6)	点
	その他	
会社が発注した同種工事の 施工実績 (注7)		工事件名 ()
優良工事表彰の有無 (注8)		工事件名 ()
ISO認証取得状況 (注9) (該当する番号に ○ を記入)		1. ISO9001
		2. ISO14001

- ・ 本様式に必要な事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

(注1 工事名に CORINS 登録番号を併記し、CORINS の工事カルテ受領書及び詳細データ（竣工時）を添付してください。

CORINS に登録していない工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事を施工したことが確認できる書類を添付し

てください。

- (注2 施工地域区分については、CORINS 登録を確認し、市街地地域 (DID 地域) 又はその他の地域に○を記入してください。なお CORINS 登録の施工地域区分については、市街地地域 (DID 地域) で登録されていない場合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。
- (注3 工期は、平成 25 年度以降申請書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。
- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。
- (注6 工事名等に記載した同種工事の施工成績を記載してください。また、記載内容を確認できる書類を添付してください。
- (注7 工事名等に記載した同種工事とは別に、平成 25 年度以降申請書提出日までに元請けとして完成し、引渡し完了した同種工事のうち、名古屋高速道路公社が発注した工事の施工実績がある場合は、その工事件名を記載してください。また、施工内容を確認できる図書 (CORINS の写し、契約書の写し、図面など) を添付してください。
ただし、同種工事が名古屋高速道路公社発注の工事である場合、記載の必要はありません。
- (注8 平成25年度から令和4年度まで (過去10年間) に名古屋高速道路公社又は他団体 (国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。) における優良工事表彰を受けている場合は、工事件名を記載してください。また、表彰状の写しを添付してください。
- (注9 ISO9001及びISO14001の認証取得をしている場合、○を記入してください。また、登録証等認証を確認できる書類及び付属書等認証範囲を確認できる書類の写しを添付してください。
認証範囲とは、本入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること及び認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示します。

【この様式は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。】

別記様式3-1

会社名

主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その1）

配置予定技術者の氏名		(生年月日を記載)
最終学歴		年 月卒業
法令による資格・免許 ・実務経験等 (注1)		
工事 経験 の 概要 (注4)	工事名 (注2) (CORINS 登録番号)	()
	施工場所	
	契約金額	
	工期 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社
		2. 国土交通省及び自治体等 ()
	施工地域区分 (注5) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域)
		2. その他の地域
	受注形態等 (注6) (該当する番号に○を記入)	1. 単 独
		2. 共同企業体 (%)
従事役職 (注7) (該当する番号に○を記入)	1. 現場代理人	
	2. 主任技術者・監理技術者	
	3. 担当技術者	
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事内容 (注8)		
従事 状況 申請時 における 他工事 の	工事名 (注2) (CORINS 登録番号)	()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注者名	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の 対応措置	

- 専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)が明確に判断できる書類(健康保険被保険者証等の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの))を添付してください。

- ・ 本様式に必要事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

(注1 **競争参加資格[18]**の基準を満たす内容を記載してください。

資格・免許・実務経験等が確認できる書類を添付してください。

また、監理技術者の配置を予定している場合は、あわせて監理技術者資格者証（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。（平成 28 年 6 月 1 日以降に発行された監理技術者資格者証であれば、裏面に管理技術者講習修了履歴が記載されているため、監理技術者資格者証（表裏とも）の添付のみで可）

(注2 工事名に CORINS 登録番号を併記し、CORINS の工事カルテ受領書及び詳細データ（竣工時）を添付してください。CORINS に登録していない工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注3 工期は、平成 25 年度以降申請書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。

(注4 **競争参加資格[17]**に示した、同種工事の施工実績を記載してください。

(注5 施工地域区分については、CORINS 登録を確認し、市街地地域（DID 地域）又はその他の地域に○を記入してください。なお CORINS 登録の施工地域区分については、市街地地域（DID 地域）で登録されていない場合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

(注6 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。

(注7 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。

(注8 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。

(注9 主任（監理）技術者の資格及び工事経験については、主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その2）に記載する事項もあるので注意すること。（別記様式 3-2）

【この様式は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。】

別記様式3-2

会社名

主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その2）

配置予定技術者の氏名			
過去5年に現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の成績 (注7)	工 事 名 (注1) (CORINS 登録番号)	()	
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期 (注2)	年 月 日 ~	年 月 日
	発 注 者 名		
	施工地域区分 (注3) (該当する番号に ○ を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域)	
		2. その他の地域	
	受注形態等 (注4) (該当する番号に ○ を記入)	1. 単 独	
		2. 共同企業体 (%)	
	従 事 役 職 (注5) (該当する番号に ○ を記入)	1. 現場代理人	
		2. 主任技術者・監理技術者	
従 事 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
工 事 内 容 (注6)			
施 工 成 績	点		
継続教育 (CPD) の取り組み (注8)	認 定 団 体 名		
	(注9)	取 得 単 位 数	単 位 < ユ ニ ッ ト >
技術者表彰の有無 (注10)	発注機関名 () ・ 工事件名 ()		

- ・ 本様式に必要事項が記載されていない場合、総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

(注1 工事名に CORINS 登録番号を併記し、CORINS の工事カルテ受領書及び詳細データ（竣工時）を添付してください。CORINS に登録していない工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注2 工期は、平成 30 年度以降申請書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。

(注3 施工地域区分については、CORINS 登録を確認し、市街地地域 (DID 地域) 又はその他の地域に○を記入してください。なお CORINS 登録の施工地域区分については、市街地地域 (DID 地域) で登録されていない場合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

(注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。

(注5 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。

(注6 同種工事が確認できる内容を記載してください。また記載事項を確認できる図書を添付してください。

(注7 平成 30 年度以降申請書提出日までに現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の成

績が確認できる書類（CORINS の写し及び工事成績評定通知書の写し）を添付してください。

- (注8 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体、建築CPD運営会議及び電気学会からの証明書により、令和4年度の1年間において取得したCPD単位〈ユニット等〉の取得状況を記載し、建設系CPD協議会の加盟団体が発行した証明書を添付してください。建築CPD運営会議及び電気学会については、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(3)①に記載がある場合のみ対象とする。
- (注9 証明書は、建設系CPD協議会、建築CPD運営会議及び電気学会の加盟団体が発行したものに限り評価対象とし、その他の団体が発行した証明書は評価の対象としません。なお、証明書記載の単位の取得状況について、受講証等により確認を求めることがあります。建築CPD運営会議及び電気学会については、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(3)①に記載がある場合のみ対象とする。
- (注10 平成30年度から令和4年度まで(過去5年間)に公社又は他団体(国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。)が発注した工事に対して、技術者表彰を受けたことがあれば、発注機関名及び工事件名を記載し、表彰状の写しを添付してください。(受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。)
- (注11 評定通知書を紛失した場合は、「(別記様式)工事成績確認申請書」により申請してください。

- (注1 国土交通省若しくは自治体等の発注機関から、平成30年度以降申請書提出日までに工事中の安全に関する、表彰又は感謝状を受けている場合(元請け、下請けは問わない。)は、工事名称等を記入し、その表彰状又は感謝状の写しを添付してください。なお、表彰状又は感謝状の写しが添付されていない場合は、評価の対象としません。
- (注2 民間企業からの表彰等は認めませんが、高速道路会社等の発注機関からの表彰等については、評価対象とします。
- (注3 工事中の安全管理、無事故、無災害など、工事の安全に関する事項が明確にわかる表彰状又は感謝状を評価対象とし、優良工事表彰等については評価の対象としません。工事の安全に関する事柄がわかる書類を添付してください。
- (注4 受注形態等については、単独、共同企業体又は下請けのいずれかに○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 下請けとしての表彰状、感謝状は会社に対するものに限ります(元請けが表彰された工事に下請けとして従事した場合は対象としません。))。

【この様式は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。】

別記様式5 簡易型

(用紙A4)

技 術 提 案 書

工事名 :
会社名 :

技術的所見	「構造物の品質向上対策」について
-------	------------------

(記入すべき項目)			
1) 構造物の品質向上対策についての工夫・提案			
提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
例	技術提案の概要を簡潔に記述	<ul style="list-style-type: none"> ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： <p style="text-align: center;">(箇条書きで短文、明確に)</p>	(資料一〇)
①	繊維シート貼付工施工時(養生期間を含む)において、シートの浮き・はがれ等の初期欠陥防止及び長期耐久性確保のための施工管理に関する技術提案		
②	塗装工における狭隘部(支承周り、添接部等)の素地調整の品質向上に関する技術提案		

- 注) 1. 全ての技術テーマに対する提案がない場合、「標準案どおり」のみの記載では入札参加資格を認めません。
2. 原則として本様式1ページに記述することとしますが追加が必要な場合は合計2枚までとします。また、参考資料を提出する場合は極力少なくしてください。
3. 上記技術提案については、契約後その詳細についての提案をすることを可能とします。
4. 評価項目における技術提案は①～②の各項目において2件の計4件までとします。1項目につき3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件を評価対象とします。
5. NETISに登録された技術等を記載する場合は、NETISの登録番号を記載して下さい。その際、参考資料には、カタログ等を含め公表されている資料の写しを添付する必要はありません。

担当者の所属
連絡先(TEL)

【この様式は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申請書にまとめて添付すること。】

別記様式5 簡易型

(用紙A4)

技 術 提 案 書

工事名 :
会社名 :

技術的所見	「安全及び沿道環境に対する配慮」について
-------	----------------------

(記入すべき項目)			
2) 安全及び沿道環境に対する配慮についての工夫・提案			
提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
例	技術提案の概要を簡潔に記述	<ul style="list-style-type: none"> ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： <p style="text-align: center;">(箇条書きで短文、明確に)</p>	(資料一〇)
③	高所作業時における作業員の墜落転落防止対策及び資機材の飛来落下防止対策に関する技術提案		
④	夜間作業における近隣住民への騒音対策に関する技術提案		

- 注) 1. 全ての技術テーマに対する提案がない場合、「標準案どおり」のみの記載では入札参加資格を認めません。
2. 原則として本様式1ページに記述することとしますが追加が必要な場合は合計2枚までとします。また、参考資料を提出する場合は極力少なくしてください。
3. 上記技術提案については、契約後その詳細についての提案をすることを可能とします。
4. 評価項目における技術提案は③～④の各項目において2件の計4件までとします。1項目につき3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件を評価対象とします。
5. NETISに登録された技術等を記載する場合は、NETISの登録番号を記載して下さい。その際、参考資料には、カタログ等を含め公表されている資料の写しを添付する必要はありません。

担当者の所属
連絡先 (TEL)

競争参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

先に申請のあった令和○年度高速○号○線○○○○工事（第○工区）に係る一般競争参加資格の審査結果について、下記のとおり通知します。

入札公告日	令和○年○月○日	
工 事 名	令和○年度高速○号○線○○○○工事（第○工区）	
競争参加資格の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認めた理由	

競争参加資格がないと通知された方は、当公社に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和5年4月28日までに総務部総務課へその旨を記載した書面を提出してください。

名古屋高速道路公社
理事長

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書

件名：

<p>技術提案の内容 の審査結果に 対する説明要 求内容</p>	<p>以下のような技術提案へのアドバイスとなる内容についてはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えてください。・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えてください。・もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか。
--	---

第 号
年 月 日

様

名古屋高速道路公社
理事長

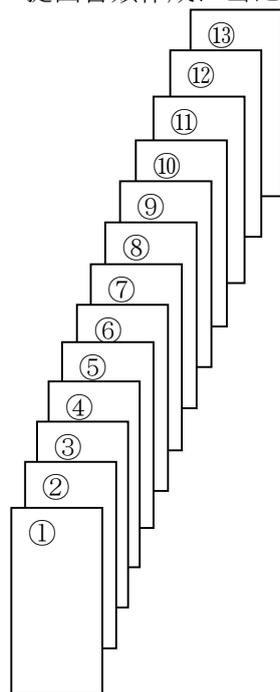
技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書について（回答）

年 月 日付けで貴社から提出のあった技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書の回答については、下記のとおりです。

記

別添資料

提出書類作成に当たっての注意事項



番号	種類	様式
①	競争参加資格審査申請書	別記様式1
②	参加を希望する工事の一覧	別記様式1-1
③	同種工事の施工実績を記載した書面	別記様式2
④	<ul style="list-style-type: none"> ・③に記載した工事のCORINS（契約書等）の写し ・③に記載した工事の施工規模等が確認できる図面等 ・③に記載した工事成績評定点の確認できる書類 ・③に記載した優良工事表彰の表彰状の写し ・③に記載したISO90001及びISO14001の認証取得確認書類 	—
⑤	主任（監理）技術者の資格及び工事経験を記載した書面	別記様式3-1 別記様式3-2
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤に記載した技術者の資格に係る免許等の写し。 ・⑤に記載した技術者が従事した工事の施工規模等が確認できる図面等。 ・⑤に記載した現場代理人または主任（監理）技術者として従事した工事成績が確認できる書類（CORINSの写し及び工事成績評定通知書の写し） ・⑤に記載したCPD単位の取得状況の証明書 ・⑤に記載した技術者表彰の表彰状の写し 	—
⑦	安全工事に関する表彰実績、災害復旧等の貢献・実績及びボランティアによる地域貢献の実績を記載した書面	別記様式4
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦に記載した災害協定等の写し、災害協定等に基づく活動実績のわかる書面の写し ・⑦に記載したボランティアによる表彰等の写し ・⑦に記載した安全管理に関する表彰等の写し 	—
⑨	技術提案に関する書面	別記様式5
⑩	配置予定技術者が入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係をいう。）にあることが判断できる書類（健康保険被保険者証等の写し）	—
⑪	申請日において、配置予定の技術者が他の工事に従事している場合には、その工事のCORINS（契約書等）の写し	—
⑫	<p>見積書に関する書面</p> <p>次ページ【見積書作成に関する注意事項】を必ず確認してください。</p>	様式-2-1 様式-2-2
⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・⑫に記載した見積書に明示する項目に係る根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社（下請会社、専門工事業者、製造業者等）から収集する見積り等（自社施工の場合を含む）、又は直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料） <p>次ページ【見積書作成に関する注意事項】を必ず確認してください。</p>	—

※ 上記書類により、同種工事や技術者についての要件を確認できない場合は、それぞれの要件を確認できるその他の書類を添付してください。

(注) 複数の工事に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- ・①, ⑫及び⑬については、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。
- ・③～⑪については、参加を希望する工事のうち、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の書類にまとめて添付すること。
- ・②については、同一内容のものを参加を希望する全ての工事に必ず提出すること。

【例】落札決定順序が1番及び2番の工事に参加を希望する場合

落札決定順1番の工事の提出書類 … ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬

落札決定順2番の工事の提出書類 … ①, ②, ⑫, ⑬

【見積書作成に関する注意事項】

見積作成に係る資料一覧

様式名	種類	対象工事	備考
様式-1-1	見積依頼書 (参考図面等含む)	令和5年度高速1号楠線 他橋梁修繕工事(大我麻工 区)	条件等明示
様式-1-2	見積依頼書 (参考図面等含む)	令和5年度高速11号小牧 線橋梁補修工事(外堀工 区)	条件等明示
様式-2-1	見積書の提出について	令和5年度高速1号楠線 他橋梁修繕工事(大我麻工 区)	提出様式
様式-2-2	見積書の提出について	令和5年度高速11号小牧 線橋梁補修工事(外堀工 区)	提出様式

注意事項

- ・見積書作成にあたって、見積条件等は「見積依頼書」(様式-1-1～2)に記載があるため、必ず確認すること。
- ・提出様式は「見積書の提出について」(様式-2-1～2)を用いて、入札参加者名及び必要事項を記載すること。併せて、見積書に明示する項目に係る根拠資料について作成し、提出してください。
- ・対象工事ごとで使用の様式が異なるため、注意すること。
- ・**複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに見積書を提出すること。**

1 電子入札の場合

- (1) 全ての書類を電子ファイルに変換し、上記の番号順に1つのファイルにまとめたうえで競争参加資格確認申請時に添付してください。
- (2) ファイル名は「工事名、会社名」とし、下記の例のようにしてください。
(例)「令和〇年度〇線〇〇〇〇工事(〇〇工区) △△建設(株)」.pdf(zip等)
- (3) 電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、競争参加資格審査申請書のみを電子入札システムにより送信し、技術資料一式をメールにて送信してください。ただし、電子入札システムからの申請とメールの送信は同日に行ってください。
メールアドレス: Nex.Denshitouroku@nagoya-expressway.or.jp

2 紙入札による場合

- (1) 提出書類は上記の順にA4判のフラットファイルへ綴ってインデックスをつけてください。
なお、フラットファイルの背表紙に「工事名」及び「会社名」を記載してください。
- (2) 原本がBサイズのものについては、縮小・拡大のいずれかにより、出来上がりサイズをA4に揃えてください。
- (3) 提出部数は正1部、副1部とします。
- (4) 返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(414円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出してください。

別記様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事成績確認申請書

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

工 事 名 : 〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期 : 〇〇年〇月〇〇日～〇〇年〇月〇〇日
請 負 者 名 : 〇〇〇〇 株式会社 (現「△△ 株式会社」)

工 事 成 績 確 認 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工 事 名 : 〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期 : 〇〇年〇月〇〇日～〇〇年〇月〇〇日
請 負 者 名 : 〇〇〇〇 株式会社 (現「△△ 株式会社」)

(別紙1) 総合評価落札方式に関する事項

1. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式です。

- ① 入札公告 2. の競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与します。
- ② 技術資料の評価結果により、加算点を付与します。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定します。

総合評価落札方式に関する詳述は、別紙2「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を次に示します。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目：各評価項目の評価指標の内容を次に示します。

① 技術提案書に関する事項

「構造物の品質向上対策」

「安全及び沿道環境に対する配慮」

上記の評価項目をもとに、現場条件等を踏まえた適切性、優位な工夫などにより審査

② 施工の信頼性に関する事項

ア 企業の能力に関する事項

イ 技術者の能力に関する事項

ウ 地域精通度・貢献度に関する事項

災害協定等に基づく活動実績、ボランティア活動、安全工事表彰、不誠実な行為などにより評価

(3) 入札の評価に関する基準

- ① 本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとします。

評 価 項 目			加算点 (下記に示す 点数の範囲 で付与する)		
技術提案 (下表②参照)	構造物の品質向上対策		8	20	
	安全及び沿道環境に対する配慮		12		
施 工 の 信 頼 性	企 業 の 能 力	公社が発注した同種工事の 施工実績の有無 ※1)	施工実績あり	1	7
			施工実績なし	0	
		過去10年の同種工事におけ る工事成績 (他機関発注工事も可) ※2)	78点以上	3	
			74点以上78点未満	2	
			70点以上74点未満	1	
			70点未満	0	
		過去10年間の優良工事表彰 の有無 (他団体発注工事も可) ※3)	公社または他団体の実績 2回以上	2	
			公社または他団体の実績 1回	1	
			実績なし	0	
		ISO9001, ISO14001 の 認証取得状況※4)	両方取得	1	
	どちらか1つ		0.5		
	両方とも取得なし		0		
	技 術 者 の 能 力	公社が発注した同種工事に 従事した経験の有無※5)	従事した経験あり	1	7
			従事した経験なし	0	
過去5年に現場代理人また は主任(監理)技術者として 従事した同種工事の成績 (他機関発注工事も可) ※6)		78点以上	3		
		74点以上78点未満	2		
		70点以上74点未満	1		
		70点未満	0		
継続教育(CPD)単位の 取得状況※7)及び過去5年 間の技術者表彰の有無 (他団体発注工事も可) ※8)		継続教育(CPD)単位の 年間推奨基準以上の取得 あり、又は公社からの表彰 実績あり	3		
		他団体からの実績あり	2		
		実績なし	0		

施工の信頼性	地域精通度・貢献度	地域内の拠点の有無	地域拠点（本店の所在地）※9)	名古屋高速道路整備計画 路線管内	2	6
				愛知県内	1	
				上記のいずれにも該当しない	0	
		災害協定等に基づく活動実績	公社との災害協定に基づく活動実績※10)と年度単位における災害協定等の締結	協定に基づく活動実績あり	2	
				協定等を締結している	1	
				上記のいずれにも該当なし	0	
		ボランティアによる地域貢献	愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動に対する行政機関からの表彰又は感謝状の有無※11)	表彰又は感謝状あり	1	
				実績なし	0	
		事故等による安全対策	ア 国土交通省及び各自治体等の発注機関からの工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無※12)	表彰又は感謝状あり	1	
				実績なし	0	
			イ 公社発注工事における施工中の事故等※13)による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合 ウ 公社以外の発注工事で施工中の事故等※13)により公社より指名停止を受けた場合	指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
		指名停止等	公社から独占禁止法違反等※14)による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合	指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
合計加算点の最大値						最大 40 点

※1) 平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、公社が発注した同種工事の施工実績を評価。

※2) 平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、**競争参加資格 [17]**に掲げる機関が発注した同種工事の工事成績を評価。

ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率 (0.94)** を乗じて得た成績を評価。

《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 \rightarrow 加算点：1点

※3) 平成25年度から令和4年度まで（過去10年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合を評価（工種は問わない。）。

- ※4) 本工事を担当する内部組織が、ISO9001及びISO14001の認証を取得、又はISO9001若しくはISO14001のいずれかの認証を取得している場合に評価。
- ※5) 平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、公社が発注した同種工事に従事した経験の評価。
- ※6) 平成30年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した、**競争参加資格 [17]**に掲げる機関が発注した同種工事の工事成績を評価。
ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率 (0.94)** を乗じて得た成績を評価。
《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合：78×0.94＝73.32 →74点未満 →加算点：1点
- ※7) 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体からの証明書により、令和4年度の1年間において、1年間で取得すべき年間推奨基準以上のCPD単位（ユニット等）を取得していることが確認された場合、評価。
- ※8) 平成30年度から令和4年度まで（過去5年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）が発注した工事に対しての技術者表彰の実績を評価。（受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。）
- ※9) 建設業法に基づく本店の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内（名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市）または愛知県内の場合に評価。
- ※10) 平成30年度以降申請書提出日までに、公社との災害協定に基づく活動実績がある場合、又は令和5年度において公社との災害協定等を締結している場合に評価。活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日夜間を問わない作業実績も含まれます。また、活動実績が下請け以降である場合は、公社から元請けへの要請書や契約書等の写し、及び元請けから下請けへの要請書や契約書等の写しの添付がある場合に評価します。
- ※11) 評価対象期間は、平成30年度以降申請書提出日までとします。愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動による行政機関又は道路管理者からの表彰または感謝状を評価の対象とし、防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象としません。
- ※12) 評価対象期間は、平成30年度以降申請書提出日までとします。元請け、下請けは問いませんが、工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としません。また、イに該当する場合は評価しません。
- ※13) 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故、過失による粗雑工事をいいます。
- ※14) 独占禁止法違反等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為をいいます。
- ※15) 指名停止期間終了後の減点（マイナス）評価期間については以下のとおりとし、技術資料提出期限日を基準日とします。なお、文書注意、口頭注意についても、技術資料提出期限日を基準日とします。

指名停止後の期間	
指名停止措置期間	処置後のマイナス評価期間
2週間以上1ヵ月以内	3ヶ月間
1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間

② 技術提案の評価項目は、以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	加算点
構造物の品質向上対策	<p>以下の項目①～②について工夫したポイントが記述され、かつその工夫・提案に関しての具体的な手法の記述によりその内容の効果・効用等の優位性が確認された場合に評価します。</p> <p>①繊維シート貼付工施工時（養生期間を含む）において、シートの浮き・はがれ等の初期欠陥防止及び長期耐久性確保のための施工管理に関する技術提案</p> <p>②塗装工における狭隘部（支承周り、添接部等）の素地調整の品質向上に関する技術提案</p>	8
安全及び沿道環境に対する配慮	<p>以下の項目③～④について当該現場に即した工夫のポイントが記述され、かつその工夫・提案に関しての具体的で確実に行われる手法の記述によりその内容の効果・効用等の優位性が確認された場合に評価します。</p> <p>③高所作業時における作業員の墜落転落防止対策及び資機材の飛来落下防止対策に関する技術提案</p> <p>④夜間作業における近隣住民への騒音対策に関する技術提案</p>	12

※ 評価項目（構造物の品質向上対策、安全及び沿道環境に対する配慮）で求める技術テーマ4項目に対応する技術提案について評価します。

構造物の品質向上対策における技術提案は、上表の項目①～②の各項目において2件の計4件まで、安全及び沿道環境に対する配慮における技術提案は、上表の項目③～④の各項目において2件の計4件までとします。1項目において3件以上の提案がなされた場合は、提案順（記載順）に2件を評価対象とします。

【例】各項目につき2件の計4件

項目①…3件（A, B, C）の提案

項目②…2件（D, E）の提案 →A, B, D, Eの計4件の提案を評価対象とします。

提案内容が、標準案と同等と認められるものについては加算点を与えません。

提案内容が、申込書提出日までに NETIS の有用な新技術として認定された技術を使用し、優位性が認められる場合は評価します。

(4) 落札者の決定

① 落札決定の順序

今回公告した複数の工事は、**入札に付する事項[1]**の記載順に落札決定を行うものとします。

② 落札者の決定

ア 入札参加者は価格をもって入札します。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とします。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準に該当しないこと。

(イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

加算点、評価値については、小数点第5位以下切り捨てとする。

イ 落札候補者が低入札価格調査の対象とならない場合又は低入札価格調査の対象となった場合でも失格とならなかった場合は、落札候補者を落札者と決定します。

ウ 落札者に決定した場合は、落札決定の順序が後となる工事におけるその者の入札書を無効とします。

③ 低入札価格調査の対象となった場合

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となった場合の取扱いについては次のとおりとします。

ア 落札決定の順に従って落札候補者を決定し、低入札価格調査を実施します。

イ 落札決定の順序の早い工事において落札候補者の入札価格が低入札価格調査の対象となった場合、落札決定の順序が後となる工事についても落札決定を保留とし、落札決定の順序の早い工事の落札者が決定した後、保留とした工事の落札決定を行うものとします。

ウ 落札決定の順序の早い工事において低入札価格調査を実施した結果、落札候補者が失格となった場合は、他の入札参加者のうち評価値が最も高い者を落札候補者とします。

この場合、落札決定の順序が後となる工事については改めて落札決定の順に従って落札候補者を決定します。

なお、落札候補者が低入札価格調査の対象となった場合には、調査のうえ、落札者を決定します。さらに、その者が低入札価格調査の結果失格となった場合は、同様の手順を繰り返します。

エ 落札候補者が落札決定の順序の早い工事において低入札価格調査の対象となり、かつ、低入札価格調査を実施した結果失格となった場合は、落札決定の順序が後となる工事のうち、入札価格が低入札価格調査の対象となる工事の入札書は無効とします。

【本方式による参考事例については、別紙4「落札者決定方法について(参考事例)」を参照のこと】

④ ②において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決めます。

(5) 評価内容の担保

技術提案書の評価内容については次のとおり取り扱います。

① 技術提案内容の取扱い

技術提案書に記載された内容のうち公社が指定する技術提案については、契約図書（技術提案特記仕様書）に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

② 工期の延長又は契約額の減額

工事完了前において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の施工が可能なときは、引き続き債務として存続するため工期を延長するものとします。技術提案の性格から、再度の施工が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応

じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は入札価格の10%を上限とします。

減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

$$= \text{入札価格} \times \{1 - (100 + \text{不履行時加算点}) \div (100 + \text{契約時加算点})\}$$

③ 工事成績評定の減点

工事完了後の検査において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、不履行の状況に応じて次式により工事成績評定の減点を行います。

減点（小数点以下第1位切り捨て）

$$= 10 \times (\text{不履行の項目数} \div \text{契約図書に記載の技術提案数})$$

(6) 評価項目の審査結果は、競争参加資格を満たしている者に対して落札者の決定後、速やかに通知します。

(7) 評価項目の審査結果に対する説明

評価項目の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面（別記様式7）により説明を求めることができます。

① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 入札手続き等[22]を参照

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面（別記様式8）により回答します。

2. 総合評価の技術資料（別記様式2～5）について

総合評価の技術資料（別記様式2～5）は、次に従い作成してください。

なお、①同種工事の施工実績及び②配置予定の技術者の工事経験については、平成25年度以降申請書提出日までに元請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるものの中から代表的なもの1件を記載してください。

また、次の①～⑦にかかる資料に不備があったものについては、入札に参加できない又は加算点付与の対象とならないので留意してください。

① 同種工事等の施工実績等

ア 競争参加資格[17]に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に記載し、その内容が確認できる書類を添付してください。

イ 公社が発注した同種工事の施工実績がある場合は、別記様式2に記載してください。

ウ 工事成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須としますが、添付がないものは、評定点が70点未満と見なし、工事成績による加算点はありませんので留意してください。（ただし、他機関発注工事については、工事成績表定点に**低減率（0.94）**を乗じるものとする。）なお、公社の工事評定通知書を紛失した場合は、工事成績確認申請書（様式1）を提出することにより交付した工事成績確認書を添付してください。

エ 平成25年度から令和4年度まで（過去10年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合は、別記様式2に記載し、表彰状の写しを添付してください（工種は問わない。）。

オ ISO9001及びISO14001の認証について取得状況を別記様式2に記載し、登録証等認証を確認できる書類及び付属書等認証範囲の確認できる書類を添付してください。

② 配置予定の技術者の資格及び工事経験

ア **競争参加資格[18]**に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の従事経験を別記様式3-1に記載し、資格が確認できる書類及び同種工事の従事経験の内容を確認できる書類を添付してください。その際、公社が発注した同種工事の従事経験がある場合は、該当する同種工事を別記様式3-1に記載してください。

配置予定の技術者は、複数の者を記載することができますが、技術者を評価する過程においては、資格、実績等が一番低いと判断される者で評価します。

また、監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者資格者証（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。（平成28年6月1日以降に発行された監理技術者資格者証であれば、裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されているため、監理技術者資格者証（表裏とも）の添付のみで可）

イ 工期が重複する他の工事（本工事に係る入札公告に関係ない工事をいう。）に、本工事に配置予定の技術者と同一の技術者の配置を予定する場合において、当該他の工事の入札において落札者又は落札候補者と決定された時点で、直ちに本工事に係る申請書の取下げ又は入札の辞退を行ってください。

この場合において、申請書の取下げは、取下げの申請書を提出し、入札の辞退は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信してください。ただし、既に入札書を送信しているときは辞退できません。

なお、紙入札の承認を受けた者が辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに書面により辞退届を提出してください。

他の工事を落札したことにより本工事に配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

ウ 配置予定の技術者が、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることが判断できる書類（健康保険証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの））を添付してください。

エ 平成30年度以降申請書提出日までに公社、国土交通省及び自治体等が発注し、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の成績を、別記様式3-2に記載し、従事した工事の成績が確認できる書類（CORINS の写し及び工事成績評定通知書の写し）を添付してください。（ただし、他機関発注工事については、工事成績表定点に**低減率（0.94）**を乗じるものとする。）

オ 令和4年度の1年間における継続教育（CPD）の取り組みについて別記様式3-2に記載し、建設系CPD協議会、建築CPD運営会議及び電気学会の加盟団体が発行した証明書を添付してください。建築CPD運営会議及び電気学会については、1.(3)①に記載がある場合のみ対象とする。

カ 平成30年度以降申請書提出日までに公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）が発注した工事に対して、技術者表彰を受けたことがある場合、別記様式3-2に記載し、表彰状の写しを添付してください。

③ CORINS 工事カルテ

①同種工事の施工実績、②配置予定の技術者の工事経験については、CORINS における工事カルテ受領書（竣工時）及び JACIC に登録済みの CORINS 工事カルテの詳細データ（竣工時）を添付してください。

CORINS に登録していない工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、同種工事の施工実績を確認できる契約書の写し等を添付してください。

また、配置予定の技術者の工事経験については、契約書の他に施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

※JACIC・・・一般財団法人日本建設情報総合センター

※CORINS・・・JACICの工事实績情報サービス

④ 災害協定等の締結と活動実績

ア 公社と災害協定等について締結している場合、別記様式4に記載し、協定書等の写しを添付してください。但し、1.(2)②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。

イ アの災害協定等に基づく活動実績がある場合、別記様式4に記載し、災害協定等に基づく活動の時期と内容がわかる書類の写しを添付してください。但し、1.(2)②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。また、活動実績が下請け以降である場合は、公社から元請けへの要請書や契約書等の写し、及び元請けから下請けへの要請書や契約書等の写しを添付してください。但し、1.(2)②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。

⑤ ボランティアの実績

平成30年度以降申請書提出日までに愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動により行政機関又は道路管理者から表彰又は感謝状を受けたことがある場合、別記様式4に記載し、その表彰状又は感謝状の写しを添付してください。

⑥ 安全工事表彰の実績

平成30年度以降申請書提出日までに国土交通省及び自治体等の発注機関から、工事中の安全に関する表彰又は感謝状を受けている場合（元請け、下請けは問わない。）、別記様式4に記載し、その表彰状又は感謝状の写しを添付してください（工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としない。工事の安全に関する事柄がわかる書類を添付すること。）。

(別紙2)

総合評価落札方式の内容

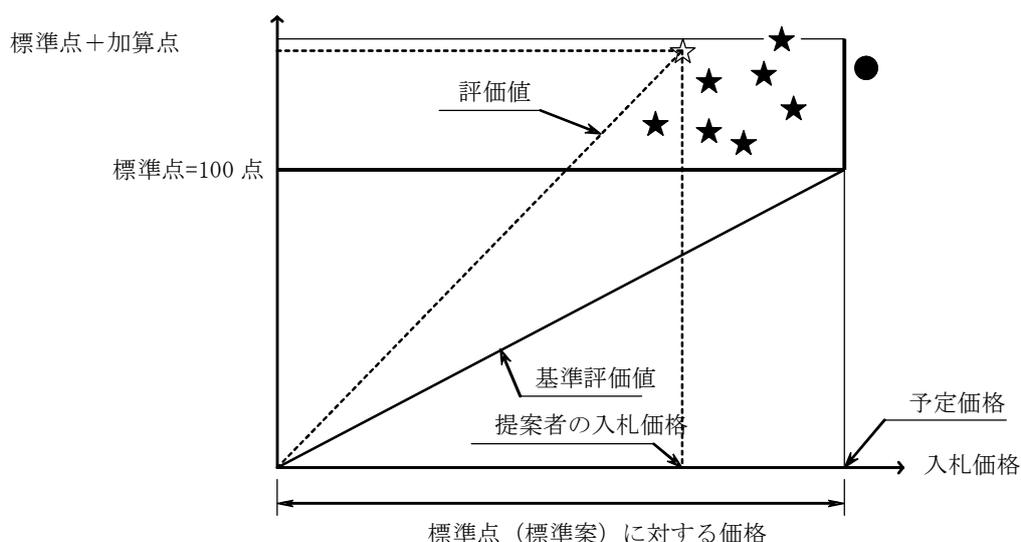
1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(3)入札の評価に関する基準により点数を付与する方式です。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示します。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

$$\text{基準評価値} = \text{標準点（100点）} / \text{予定価格[億円]}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点+加算点}) / \text{入札価格[億円]}$$

※ 予定価格＝公社が設定した工事費， 入札価格＝技術提案内容等に対する見積工事費

※（標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とします。

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。

- a. 失格判断基準に該当しないもので、入札価格 ≤ 予定価格
- b. 評価値 ≥ 基準評価値

* 条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定します。

3. 技術提案書の評価

公社が設定している標準案以上の技術提案を評価します。なお、全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとします。なお、下記に示すような提案内容については、評価しません。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの

4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定

(入札参加者が10者の場合の例)

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15.00	115.00	1.4700	78.2312	3
②	100	12.25	112.25	1.7500	64.1428	8
③	100	28.00	128.00	1.5500	82.5806	☆ 1
④	100	16.25	116.25	1.8000	64.5833	7
⑤	100	18.00	118.00	1.7100	69.0058	5
⑥	100	15.50	115.50	1.4100	81.9148	2
⑦	100	30.00	130.00	1.8500	70.2702	4
⑧	100	20.00	120.00	1.3500	—	注1
⑨	100	30.00	130.00	2.3000	—	注2
⑩	100	21.50	121.50	1.8000	67.5000	6

※注1：工事内訳書について失格判断基準に該当しているため。

注2：予定価格を上回っているため。

- ・ ☆：落札者
- ・ 予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.0000
- ・ 加算点、評価値については、小数第5位切り捨て。

(別紙3)

技術提案書作成にあたっての条件等

○ 評価項目：「構造物の品質向上対策」「安全及び沿道環境に対する配慮」について

(本工事における評価項目選定理由)

「構造物の品質向上対策」について

本工事は、土木構造物全体を補修する工事であり、名古屋高速道路を将来にわたって健全な状態に保つべく、補修時における品質確保が課題であります。

よって、上記の課題に対し、以下に示す内容について標準案より優れた技術提案を求めます。

①繊維シート貼付工施工時(養生期間を含む)において、シートの浮き・はがれ等の初期欠陥防止及び長期耐久性確保のための施工管理に関する技術提案

②塗装工における狭隘部(支承周り、添接部等)の素地調整の品質向上に関する技術提案

上記①～②の各項目において2件の計4件までとし、1項目において3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件のみを評価対象とします。

「安全及び沿道環境に対する配慮」について

本工事は、作業足場を用いて構造物の補修工事を行う必要があります。足場・防護工の架設・撤去作業時及び足場上での構造物補修作業などは高所作業となるため、施工時の作業員の墜落転落防止対策、資機材の飛来落下防止対策が課題であります。また、夜間帯の市街地において足場架設・撤去作業、ケレン作業等を行うため、近隣住民への騒音対策が課題であります。

よって、下記の内容について現場に即した標準案より優れた技術提案を求めます。

③高所作業時における作業員の墜落転落防止対策及び資機材の飛来落下防止対策に関する技術提案

④夜間作業における近隣住民への騒音対策に関する技術提案

上記③～④の各項目において2件の計4件までとし、1項目において3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件のみを評価対象とします。

(発注者の標準案)

1) 「設計図書」・「土木工事共通仕様書」に記載してある事項に満足する方法とします。

(条件)

1) 発注者が設定している標準案を満足すること。

2) 実施において他機関と協議が生じる可能性のある提案や、他工事との調整が必要となる可能性がある提案は評価しません。

3) 類似内容の技術提案は、評価の際は併せて1件の技術提案として取り扱います。

4) 提案内容は、具体的な根拠を伴い確認ができるものとし、抽象的な内容の提案は評価しません。(根拠資料を添付すること。)

(別紙4)

落札者の決定方法について（参考事例）

1. 落札決定の順序

入札に付する事項[1]の記載順に落札決定を行う。

- ①番目の落札決定の順序…W線塗装工事（Z工区）
- ②番目の落札決定の順序…W線塗装工事（X工区）
- ③番目の落札決定の順序…W線塗装工事（Y工区）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します

令和〇〇年〇月〇日

契約者

名古屋高道路公社 理事長 新開 輝夫

[1]	工事名	① W線塗装工事（Z工区） ② W線塗装工事（X工区） ③ W線塗装工事（Y工区）
-----	-----	---

2. 落札者の決定

- ①番目の「W線塗装工事（Z工区）」について、評価値が最も高いC社は低入札に該当しないので、C社を落札者に決定する。
- ②番目の「W線塗装工事（X工区）」について、①番目の落札者となったC社が無効となるので、C社を除く入札参加者の中で、評価値が最も高いD社の入札価格が調査基準価格を下回っているため、D社の低入札価格調査を実施する。なお、落札決定の順序が後となる③番目の落札決定を保留とする。調査の結果、問題がなければD社を落札者に決定する。

低入札価格調査の結果、D社が失格となった場合は、①番目で落札者となったC社及び失格となったD社を除いた他の入札参加者のうち評価値が最も高いB社を落札者に決定する。（B社の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は低入札価格調査を実施し、調査の結果問題がなければB社を落札者に決定する。）

- ③番目の「W線塗装工事（Y工区）」については、①番目の落札者となったC社及び②番目の落札者となったD社が無効となるので、C社及びD社を除く入札参加者の中で、評価値が最も高いA社の入札価格が調査基準価格を下回っているため、A社の低入札価格調査を実施する。調査の結果、問題がなければA社を落札者に決定する。

	①番目 W線塗装工事（Z工区）			②番目 W線塗装工事（X工区）			③番目 W線塗装工事（Y工区）		
予定価格	400,000,000円			300,000,000円			200,000,000円		
調査基準価格	340,000,000円			255,000,000円			170,000,000円		
A社	380,000,000円	75.437	95%	300,000,000円	74.924	100%	168,000,000円	79.993	84%
B社	340,000,000円	81.941	85%	255,000,000円	83.626	85%	-円	-	-
C社	360,000,000円	82.076	90%	285,000,000円	82.001	95%	100,000,000円	76.242	95%
D社	280,000,000円	84.802	90%	250,000,000円	85.223	83%	160,000,000円	80.007	80%

↓
C社

↓
D社

↓
A社

失格判断基準に該当し、失格

現場説明書（工事）

1. 工 事 名 令和5年度高速11号小牧線橋梁補修工事（外堀工区）
2. 工 事 場 所 小牧市外堀四丁目から小牧市小木東一丁目まで
3. 全 体 工 期 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで
本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる工事である。ただし、工事の始期を契約締結日の翌日から令和5年8月24日までのいずれかの日にすること。
4. 入 札 年 月 日 入札公告のとおり
5. 入 札 場 所 入札公告のとおり
6. 調 査 基 準 価 格 （有）
7. 前 払 金 （有） 10分の3以内
8. 部 分 払 金 （有） 8回以内

説 明 事 項

1 入札上の注意

- (1) 入札その他の取扱いは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得及び名古屋高速道路公社電子入札要領によるものとする。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札金額は、設計図書（別冊の図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ）により積算すること。
- (4) 説明事項及び特記仕様書は、共通仕様書に優先するものであるから、同一事項について二様に示されているときは、説明事項及び特記仕様書によるものとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。
- (6) 説明の際に渡された設計図書は、入札の日に持参し、返却するものとする。

2 契約上の注意

- (1) 落札者は、直ちに消費税法及び地方税法に基づく課税事業者であるか免税事業者であるかの旨を届け出るものとする。
- (2) 落札者は、工事請負契約書の提出と同時に契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約についてはその契約の保証について請負金額の 10 分の 3 以上とする。なお、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約は、落札決定の日から 7 日以内に締結するものとし、契約締結の効力は、当該契約について契約書に名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）及び落札者が記名押印した時に確定する。
- (4) 受注者は、工事の始期から 7 日以内に着工届（様式第 1）、現場代理人・主任（監理）技術者等届（様式第 2）及び工程表（様式第 3）を提出するものとする。

3 代金の支払等

- (1) 前払金（【 7. 前払金】が（有）の場合に適用する。）
前払金は、契約締結後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書を寄託した場合には、請負代金額の【 7. 前払金】の額を前払金請求書（様式第 4）により請求することができる。
なお、工事中止を命じた場合には前払金を返還させることがある。
- (2) 部分払金（【 8. 部分払金】が（有）の場合に適用する。）
部分払金は、工期中【 8. 部分払金】の回数以内で、出来高に応じその 10 分の 9

以内の額を既済部分代金請求書（様式第5）により請求することができる。この場合においては、あらかじめ既済部分検査申請書（様式第6）を提出しなければならない。

なお、前払金の支払を受けているときは、出来高に応じ前払金の一部を部分払金から減額する。

(3) 工事がしゅん功したときは、しゅん功届（様式第7）を提出するものとする。また、検査に合格したときは、目的物引渡書（様式第8）を提出するものとする。

しゅん功代金は、しゅん功代金請求書（様式第9）により請求するものとする。

4 様式の提出部数

様式 番号	様式名	提出部数	
		正	副(写し)
1	着工届	1	1
2	現場代理人・主任（監理）技術者等届	1	1
3	工程表	1	1
4	前払金請求書	1	1
5	既済部分代金請求書	1	1
6	既済部分検査申請書	1	1
7	しゅん功届	1	1
8	目的物引渡書	1	1
9	しゅん功代金請求書	1	1

(注) 提出先は、監督員とする。

指 導 事 項

1 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、専任の監理技術者又は専任の監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合においては、発注者から請求があつたときは、資格者証を提示すること。
- (4) (1)から(3)までのほか、建設業法等に抵触する行為を行わないこと。

2 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- (4) 受注者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があつた場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があつた場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、指名等において考慮することがある。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、

元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (8) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

様式第 1

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

着 工 届

1 工 事 名

2 契約年月日 年 月 日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年 月 日

上記工事は、 年 月 日着工しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

現場代理人・主任（監理）技術者等届

- 1 工 事 名
- 2 着工年月日 年 月 日
- 3 完 成 期 限 年 月 日
- 4 氏 名 現場代理人 (経歴書添付)
主任技術者 (経歴書添付)
監理技術者 (経歴書添付)
監理技術者補佐 (経歴書添付)
専門技術者 (経歴書添付)

上記の者を選任しましたので届出ます。

(備考) 経歴書には、資格者証、監理技術者講習修了証等の写しを含むものとする。

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

工 程 表 の 提 出 に つ い て

下記工事の工程表を別紙のとおり提出します。

記

- 1 工 事 名
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 契約金額 金 円
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

工 程 表

工 種	年 月 日	年 月		月		
	数 量	10	20	10	20	10

様式第 4

前 払 金 請 求 書

金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (%対象) 円)

ただし、(工事名)
上記のとおり請求します。

前払金

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

- 1 契 約 金 額 金 円
2 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
3 前払金限度額 金 円
4 前払金保証金額 金 円
5 保 証 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
6 保 証 会 社 名

(前払金保証証書添付)

指定振込銀行	預 金 種 別	口 座 番 号	口 座 名 義 人
銀行 支店	別口普通預金		(フリガナ)

- (備考) 1 振込口座は、前払金専用の「別口普通預金口座」を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5

既済部分（第 回）代金請求書

金 円也

ただし、(工事名) 既済部分代金
上記のとおり請求します。

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

- 1 契 約 金 額 金 円
(税抜額(A) 円)
- 2 前 払 金 受 領 額 金 円
(税抜額(B) 円)
- 3 既済部分代金受領額 金 円
(税抜額(C) 円)
- 4 既済部分に対応する 金 円
税抜請負金額(D)
- 5 今回請求し得る金額
(1) 今回部分払をし得る税抜額(E)
$$D \times \left(\frac{9}{10} - \frac{B}{A} \right) - C =$$
 円
(2) 消費税及び地方消費税相当額
%相当額 円

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6

既済部分（第 回）検査申請書

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

下記工事の部分払を請求したいので、既済部分検査を申請します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 金 額 金 円
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

し ゅ ん 功 届

1 工 事 名

2 契約年月日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年 月 日

上記工事は、 年 月 日しゅん功しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

目 的 物 引 渡 書

工 事 名

上記工事は、 年 月 日しゅん功検査に合格しましたので引き渡します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9

しゅん功代金請求書

金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (%対象) 円)

ただし、(工事名) _____ しゅん功代金を上記のとおり請求します。

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

- 1 契 約 金 額 (A) 金 円
2 前 払 金 受 領 額 (B) 金 円
3 既 済 部 分 代 金 受 領 額 (C) 金 円
4 請 求 額 金 円
(A) - (B) - (C)

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。